

〈研究ノート〉

奄美群島の日本復帰と沖縄との関係

小林 武

目 次

はしがき

I 歴史を中心とした奄美の概観

1 地誌など

2 復帰までの歴史摘要

(1) 太平洋戦争までの奄美

(2) 米軍占領と奄美

3 米軍政下の復帰への努力と曲折

II 奄美の本土からの分離と復帰

1 米軍政の恣意による「行政分離」

(1) 地理的・歴史的背景と齟齬

(2) 米軍政府内の方針不一致と法的根拠の欠如

(3) 日本側の思惑——総選挙実施との絡み

2 奄美の「復帰」と沖縄との分断

(1) 復帰運動とその変容

(2) 沖縄との連帯の挫折

むすびにかえて

はしがき

沖縄の憲法史について、その全体の姿を描こうとすると、奄美をいかにとらえるかは重要な課題である。沖縄諸島の北に、北緯27度線を境にして隣接している奄美群島は、九州と近接して日本からの影響を強く受けてきたこ

とは当然であるが、沖縄との共通性をより強くもちつつ、独自の生活文化圏を形成してきた。その歴史は、とくに統治形態にかんしては曲折したものであり、15世紀以来琉球王朝に服属した「那覇世」、1609年の島津氏の軍事侵攻から明治維新までの薩摩藩支配の「大和世」、そして戦後1946年の「2.2宣言」により米軍政下の「アメリカ世」となって、それが1953年12月25日の日本復帰まで続いた。しかも、奄美は、米軍政の時期でも1952年4月1日から復帰までは琉球政府の下に組み込まれていたから、これをもって「1年8か月の沖縄支配」⁽¹⁾と受けとる感情もあり、さらに、奄美の日本への復帰がなされた後に、同じ米軍支配の苦しみの下にありながら、在沖の奄美出身者への法的・政治的差別がなされており、事柄は決して単純ではない。

このような事情を念頭に置いた上で、本稿では、奄美群島の歩みについて、沖縄との関係を中心にその特質を考えたい。そのためには、奄美の「祖国復帰」(施政権返還)の時期に焦点を合わせるのが適切であろうと思う。そこに問題のありようがよく見えると考えられるからである。その際に、憲法がどのように意識されたかに留意して検討を進めたい。

I 歴史を中心とした奄美の概観

1 地誌など

テーマの叙述に必要な限りで、奄美群島の地誌、歴史を概観しておこう。

まず、「奄美」の語源は、未だ明らかでないようである⁽²⁾。「あまみ」が文献上に現われたのは、日本書紀(657年)の「海見島」が初見で、714年以降は「奄美」が通用するようになったとされる。創造神を奄美大島では「アマミコ」と呼び(なお、沖縄では「アマミキヨ」であることにも興味が向けられている)、いずれにしても「奄美」は島民の自称するところとなり、人々は、上古の良き時代を「アマンユー」(奄美世)と呼んでいる⁽³⁾。なお、奄美の島々の呼称については、長らく「奄美諸島」と「奄美群島」が並列的に用いられてきたが、近年(2010年)、前者を用いてきた国土地理院と、後者であった海上保安庁海洋情報部との間で、「奄美群島」を決定地名とする合意がなされたという。本稿でも、

便宜の観点から「群島」を用いることにする（ちなみに、『沖縄大百科辞典』〔沖縄タイムス社・1983年〕は、「奄美諸島」である）。

奄美群島は、南西諸島の北部寄りに位置する薩南諸島を、大隅諸島・トカラ列島とともに形づくっている。その南は、沖縄諸島である。つまり、奄美群島の位置は、トカラ列島と沖縄諸島の間、緯度上は、北緯27度と29度の間であるが、その間に飛び石状に連なる奄美大島・喜界島・加計呂麻島・与路島・請島・徳之島・沖永良部島・与論島の8島といくつかの無人島より成るが、そのうち加計呂麻島・与路島・請島の3島は、行政上奄美大島の属島として扱われ、通例それらを除いて「奄美5島」と称されている。なお、緯度による区切りは人為的なものであり、とくに、トカラ列島を大隅諸島と分ける北緯30度は、政治的分離線として用いられることになり、その問題性は後にふれる。

群島の総面積は約1238km²で、沖縄島よりやや広い。総人口は、戦後一時期には22万余を数えたが（1949年）、著しい人口流出の結果、2010年の国勢調査では11万8,773人にまで減少している。行政の単位は、鹿児島県内の1市9町2村から成り、市は「奄美市」（従前の名瀬市が隣接の1町1村と合併して新名称になった）で、町村は鹿児島県大島郡に属する。奄美市は、奄美大島の北西部に位置し、奄美群島の行政・経済・文化の中心となっている。ただし、群島全体でも、大学等高等教育機関は存在しない。

2 復帰までの歴史摘要

(1) 太平洋戦争までの奄美

〈奄美群島は、自然を見ても、文化、言語の点でも琉球弧の一部でありながら、行政上は鹿児島県に属する。敗戦後、沖縄同様、米国の統治に入り、しかし沖縄に先立って1953年日本に復帰した。この経緯には、奄美の歴史的な事情が反映している。〉——これは、復帰後50年の時点で奄美の側で編まれた論集のリード文であるが⁽⁴⁾、1953年に至る歴史を調べてみたくさせる叙述である。先行業績を後追いつくにとどまるが、それをひもといておこう。

しばしば、奄美の歴史の始期を、約30年前と推定される人の居住の痕跡に遡って措定し、それ以降を次のように時代区分する仕方がなされている。す

なわち、先史時代（旧石器・縄文・弥生・古墳の各時期）、古代（この時代までを「奄美世〔アバン世〕」と呼ぶ）、中世（「按司世」）、琉球時代（琉球王国の統治。「那覇世」）、近世（薩摩の統治。「大和世」）、近代（日本への編入）、現代（米軍の占領による「アメリカ世」と日本復帰）、と整理されるのである。

ただ、これは、論者⁽⁵⁾によれば、奄美群島の歴史を、日本史あるいは琉球・沖縄史の理解によって解釈するところから出たものであり、そのような時代区分が奄美に適切であるかは疑問だとされている。その論者は、幾人かの研究者の説を引いて、奄美は、沖縄からも鹿児島からも周辺地域と位置づけられた二重構造のマージナルな世界で、独自の時代区分が必要であり、たとえば、薩摩藩による支配体制の確立までを「古奄美諸島社会」という枠組みでとらえる説などを紹介している。また、沖縄で出版の標準的な事典⁽⁶⁾も、上記「奄美世」は原始共同体社会、「按司世」は土豪割拠社会であったと位置づけただけで、次の琉球王国統治の「那覇世」以降について本格的に叙述している。

そこで、琉球王国であるが、その内容は各島によって異なり、南部の沖永良部島と与論島は、14世紀に北山王国の勢力圏に入った。1429年に琉球国の統一王朝が成立し、上記両島、次いで徳之島が琉球王朝の領土となった。その後、1447年に奄美大島を征服、残る喜界島も1466年に制圧して、奄美群島全域が琉球王国の版図となった。15世紀末から16世紀には、琉球王国の地方行政制度が施行されて、「間切」が設けられ「首里大屋子」が置かれた。祭政一致政策の一環として「ノロ」（神女）も配置された。琉球による制圧後、奄美の在地豪族による反乱が相次ぎ、王朝は、度々外征してこれを鎮圧し、また親方を派遣して直接統治に乗り出した。そうした中で、薩摩藩の侵入を受けることになる。

1603年、薩摩は琉球支配に乗り出し、島津軍は、3月に奄美大島、徳之島、沖永良部島を順に攻略して沖縄島に入り、4月5日首里城を開城させた。この薩摩侵攻（薩摩側からの呼称としての「征沖の役」）により、「大和世」が始まった（この時期の奄美は、薩摩側からは、中国と日本を結ぶ「道の島」と呼ばれた）。薩摩藩は、奄美群島については、琉球王国から割譲させて直轄地とし、代官所や奉行所を置いて取奪の体制を整えた（ただし、対外的には、琉球の一部である

との形式をとっていた)。薩摩は、とくに黒糖を専売制にして莫大な利益を得、奄美は薩摩の「宝の島」と化した、とされる。薩摩による支配は苛酷で、奄美の2～5割の農民が、「家人」と呼ばれる債務奴隷に転落することを余儀なくされた。

1868年の明治維新から3年後の71年廃藩置県で、260年続いた薩摩による支配は終り、奄美は、鹿児島県の一部となって、いわば正式に日本の領土に組み入れられた。1878年には大島区裁判所が設置され、とくに、89年の大日本帝国憲法(明治憲法)の制定により、90年には衆議院議員総選挙が実施された(奄美は定数1であった)。代官等の制度も廃止されたが、それでも、黒糖の鹿児島県による独占など収奪の体制は続けられた。そのため、民衆は、勝手(自由)世運動(丸田南里の指導による)、県令89号撤廃運動、三方法騒動(浜上謙翠などの指導による)などの抵抗をおこない、それは明治中期にまで及んだ。1875年に小学校の開設、79年には大島で徴兵検査の開始、80年に地租改正がおこなわれた。

日本が富国強兵の道を辿ると、奄美は帝国防衛のための南方の要衝と位置づけられた。第1次大戦参戦後の1922年には古仁屋要塞が完成し、司令部も置かれて、その5年後に天皇が行幸している。それを契機に「昭和一心会」が組織されるなど、奄美にも軍国主義の流れが押し寄せてきた。太平洋戦争とともに、飛行場を中心とする軍事施設が各地につくられ、島民は勤労奉仕・食料供出・学徒動員を求められ、女子挺身隊・国防婦人会・防衛隊等々も組織された。1941年には、奄美大島が米軍による初空襲を受け、とくに45年3月頃から被害が増加して、死者629人、被災戸数13,415戸という数字が上がっている⁷⁾。空襲の激しかった名瀬(現奄美市)市街地、軍事要塞にあった古仁屋市街地、徳之島などは壊滅に近い状態となり、住民は生活困窮の極に達して8月15日の敗戦を迎えた。

(2) 米軍占領と奄美

戦後史を「現代」と呼ぶことは許されようが、奄美群島の場合、日本復帰以前と以後で2分される。敗戦の1945年8月15日から復帰までは、米軍による

占領統治に服させられ、米軍統治のための政治機構は、沖縄・奄美をとおしたものがつくられた。53年12月25日の復帰以降は、戦前と同じ形で鹿児島県の一部とされている。

日本の敗戦は、1945年9月2日の降伏文書の調印により正式のものとなり、日本は連合国軍最高司令部（GHQ）の支配の下で制約された統治権を行使することとなった。奄美群島は、鹿児島県に属していたから、引き続き日本の管轄の下にありつづけた（なお、奄美の場合、同月22日に日本軍現地守備隊と米第10軍との間で降伏調印が交わされているが、その際に、米軍側が用意した降伏文書には「Northern Ryukyu（北部琉球）」と記されていた。これを目にとめた日本側は、奄美を日本から分離する意図を悟り、鹿児島県の所属であることを訴えて当初調印を拒んだ。米側がこれに譲歩したことで調印が成立したという経緯がある）。しかし、それは、半年も経たないうちに根本的に変更された。

すなわち、1946年1月29日、GHQは、日本政府に対して、日本の領域を指定する指令、正式には『若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することにかんする覚書』（GHQ覚書）を発した。それは、奄美群島と琉球諸島を含む北緯30度以南のすべての島を日本から行政上分離することを内容としていた。これが、奄美群島では、同年2月2日にラジオ放送をとおして発表されたので、「2.2宣言」と呼称されることとなった。当時、米軍が直接占領していた沖縄とは異なり、ともあれ本土と同様の間接占領の下にあった奄美の人々がこの宣言によって受けた衝撃と将来への懸念は、当然ながらはかり知れないものであった。

宣言が出された後も、行政機構上は、大島支庁を新たに発足させるという形がとられたが、翌月（1946年3月）13日、支庁内に、米国海軍軍政府（琉球列島米国海軍軍政府の現地出先機関にあたる「北部南西諸島米国海軍軍政府」）が設置され（海軍は同年6月30日まで。それ以降は陸軍軍政府）、奄美に対する直接占領が開始された。大島支庁は、同年10月3日に「臨時北部南西諸島政府」に変わるが、いずれも形式上の機構にすぎず、自治権をもつものではなかった。

米国の軍政下で⁸⁾、同1946年6月には、女性参政権を認めた戦後初の全郡町村長・議員選挙が実施され、言論・集会・出版の自由が布告された（47年

10月の命令15号で制限が加えられている)。この間、貿易が全面的に禁止された上、ほとんどの生活必需品は米軍放出物資に頼っていたこともあって、闇船や闇取引が横行し、検挙される者が後を絶たなかった。低物価政策は破綻し、49年5月、軍政府は食料3倍値上げ政策を発表、住民は激しい反対運動を展開した。50年1月26日、最初の全奄美議会である奄美民政議会が発足し(同年10月30日まで)、同年6月には全琉球規模の臨時琉球諮問委員会が軍政府の指示で設置され(51年3月31日まで)、奄美からも3名の代表が選出された。そして、同委員会の審議にもとづいて群島政府組織法が制定され、同年11月25日に、奄美群島政府が成立し(52年3月25日まで)、それにともなって民政議会は奄美群島議会に移行した。その直後の12月15日には、米国軍政府は琉球列島米国民政府となって、そのもとに奄美民政官府が現地出先機関として設置され、復帰まで存続した。——こうして統治機構は短期間に目まぐるしく変わっている。ただし、そのいずれも(のちの琉球政府も含めて)、奄美・沖縄住民の自治機構ではない。むしろ、米軍が、占領政策遂行のためにつくらせた機関であることを本質とする。同時に、その中で、住民の努力によってその意思が部分的であるにせよ反映していることも見落としてはならないと思う⁹⁾。

奄美群島は、本土との間に、歴史的に密接な関係にあったにもかかわらず、米軍がそれを切り離して直接統治下に置いたことから、復帰への強い感情にもとづく運動が展開されたのは当然の帰結であった。1951年2月には、奄美大島日本復帰協議会が結成され、復帰運動が本格的に展開される。とくに、祖国復帰署名は、開始されるやたちまちにして広まり、同年4月25日の集計では13万9,348名(14歳以上の99.8%)に達した。これが、復帰実現へと導く大きな力となったことはいうまでもない。

1951年4月1日に琉球臨時中央政府が設けられた後、52年4月1日、琉球政府が発足した。それによって、奄美・沖縄・宮古・八重山の4地区は全琉球の統一行政の下に組み入れられることになり、奄美では、同年9月に琉球政府奄美地方庁が設置された。これより先、同年2月10日に、トカラ列島(下七島)は奄美と切り離して日本に復帰している。同年4月28日には対日講和条約が発効するが、その3条によって奄美・沖縄は、米国占領が継続される。この時

までには復帰運動は結実しなかったわけである。

そして、1953年8月、後述のダレス声明を契機として奄美の復帰が確定し、同年12月25日に、沖縄とは分離した形で実現した。奄美地方庁は鹿児島県大島支庁に変わり、米軍の奄美民政府は廃止された。

3 米軍政下の復帰への努力と曲折

米軍政下の奄美における日本への復帰を求める運動（祖国復帰運動）は、占領軍による厳しい抑圧にもかかわらず、とくに1951年以降、広範かつ激烈に進められた。53年末には、米政府が奄美群島の施政権を日本に返還することを決定し、8年9か月（1946年3月14日から53年12月25日まで）の米軍統治に終止符を打った。

前述したとおり、1946年2月2日の「2.2宣言」により、トカラ列島および奄美群島を本土から切り離して米軍政下に置いた時点から、復帰の主張が展開されるが、それはまだ、奄美の復帰をめぐる運動の中で主流とは言えなかった。同年3月頃結成された奄美大島自治同盟は〈共和制の実現〉を掲げ、翌47年結成の奄美共産党は、奄美人民共和国の樹立を訴えたが、当時の政党は独立論的色彩が濃厚であった⁽¹⁰⁾。しかし、47年8月、奄美の町村長会議が日本復帰決議をおこなうなど、復帰への熱望は根強く、奄美共産党も、復帰論に方針を転じるなどした。一書⁽¹¹⁾は、この時から51年2月14日「奄美大島日本復帰協議会」（復協）の結成までを第1期とし、「内燃期間」と呼んでいる。

1950年11月、対日講和7原則の第3項で、奄美を含む琉球列島や小笠原諸島を引き続き米国の統治下に置く方針が明らかにされた。この事態をふまえて翌51年2月に結成されたのが「復協」であり、以後、奄美における復帰運動の中心的役割を果たすこととなった。発足するや、14歳以上を対象に復帰署名運動にとりくみ、その数99.8%に達して、同年5月にGHQに届けられた。そして、同年7月、対日講和条約の最終草案が発表されて、奄美が日本から分離された状態が継続することが明らかになったのを受けて、第1回名瀬市民総決起大会を開催した。翌8月には復協議長泉 芳朗の復帰祈願120時間断食や全郡における断食闘争がとりくまれたが、米軍側は、これらに徹底した弾圧を

加えた。講和条約は、翌9月8日に調印された。復協発足から講和条約までのこの時期を、先の書物は、第2期「活動期」としている。

対日講和条約の調印は、郡民に大きな衝撃を与え、家々には弔旗が掲げられた。復協は、講和会議に向けた密航陳情団を本土に派遣し、積極的に復帰要請行動をしていただけに、なおさらであった。講和条約は、翌1952年4月28日に発効し、その3条に沖縄・奄美が米国の統治下に置かれつづけることが明記されていた。こうして講和条約3条体制が不動のものとなったことを眼前にして、復協では、同年末頃になると、復帰運動の方針をめぐって内部対立が表面化し、これまで復帰に尽力してきた団体である琉球人民党大島地方委員会などが復協から排除される事態にまで至った。それは、講和条約3条の撤廃という目標から、たんに旧鹿児島県大島郡の復活への転換を意味した。それを受けて、翌53年のダレス声明により奄美の日本返還が表明され、感謝郡民大会へと転回した。同年12月、奄美返還協定が調印されて日本復帰が実現した。なお、この約2年4か月の時期を、先の書物は、「凄愴期」ともいうべき「第3期」としつつ、「もっともこの第3期は、途中でダレス声明をはさむので細分すると4つの系譜を形づくることになるが、運動への起爆力が内燃期において燃焼され、そして第2期以降の展開となった過程は、歴史的に日本の、そして連合国の戦争経営(マ)のからみあいにおいて考慮されるべきであろう」と述べている。

この時期の復帰運動における奄美と沖縄の関係は微妙である。本稿でこの項の叙述が依拠している論稿⁽¹²⁾が言うように、対日講和条約の発効を受けて、奄美の復帰運動は、悲嘆の中でも活発に進められたが、沖縄では、前年(1951年4月)に発足していた日本復帰促進期成会が、復帰署名運動を展開し、陳情書を提出した後で解散し、その後しばらく組織的な運動はとり組まれなかった。沖縄で、講和条約発効の52年の4月48日を「屈辱の日」として復帰行動がとりくまれるようになったのは、沖縄県祖国復帰協議会(復帰協)が結成された(60年4月28日)後の61年からであった。すでに社会民主党と沖縄人民党が組織的結合を果たしていた(琉球人民党の結成)にもかかわらず奄美と沖縄との復帰運動自体のつながりはほとんどなかったといえる。奄美の側が、「講和条

約第3条の撤廃」の目標を降ろすと、沖縄側との連帯はいよいよ遠のいた。結局、奄美返還は、沖縄については、「極東に脅威と緊張がつづく限り」ひきつづき反共軍事戦略上の要所として米軍政が維持されることを意味し、以後、米国は、沖縄の復帰運動など民衆運動に対する弾圧を強化していく。

これは、基本的には、アメリカの奄美・沖縄分断統治の戦略によってもたらされたものであるが、本稿のテーマにとって重大な論点であり、次の章でも具体的に再度ふれることにしたい。

Ⅱ 奄美の本土からの分離と復帰

1 米政府の恣意による「行政分離」

すでに見たように、1946年の「2.2宣言」⁽¹³⁾(同年1月29日付のGHQの覚書による)は、北緯30度に線を引き、それ以南の南西諸島では日本の行政権が停止され、トカラ・奄美に米国の軍政が敷かれた。しかし、この線引きほど奇妙な、歴史的にも、とりわけ法的に根拠がなく、恣意そのものと呼ぶほかないものはない。ちなみに、トカラと奄美の間には北緯29度線がある。

(1) 地理的・歴史的背景と齟齬

北緯30度線は、トカラ列島北端の口之島の北側を走っており、その北は、大隅諸島の屋久島である。奄美は、先述した「按司世」までの伝承の時代の後、15世紀に琉球王国の支配下に入りその版図となったが、1609年島津の侵攻を受け制圧される。薩摩藩は、沖縄諸島については、琉球王国の統治を認めつつその上に立って支配するという形をとったが、奄美群島は割愛させて直轄地とした。この歴史が背景となって、明治国家との関係では、沖縄は1879年の琉球処分によって琉球藩(琉球王国は1872年に琉球藩となっていた)が沖縄県へと転じることとなったのと異なり、奄美は、71年の廃藩置県によって鹿児島県に編入され、79年には大隅国大島郡になるという経過で、日本の領域に組み入れられている。この奄美群島(南端は与論島)と沖縄島の北端との間に横たわるものは、北緯27度線である。(ちなみに、28度線は、奄美群島の中の請島と徳之島の間あたりを通るが、これが論点となったことはない。また、31度線は、

九州大隅半島南端と大隅諸島最北の種子島とを分かっている。)

トカラ列島(下七島)については、明治期以前は大隅諸島(上三島)とともに、十島として薩摩国川辺郡に属していたが、1897年に大隅国大島郡に再編(編入)された。それが、戦後、上三島は日本に残される一方、下七島は米軍政下に置かれて分断されたわけである。この下七島、つまりトカラ列島は、先述のとおり、1952年2月10日、当時の国際情勢についての米側の戦略的判断とされるものを理由にして、日本に返還され、大島郡「十島村」と名付けられた(それとともに、上三島(大隅諸島)は、大島郡「三島村」に名称変更している)。——以上に整理したことその他には、本稿との関係では、トカラについて特記すべき事柄は何もない。結局、北緯30度をとり出してトカラ列島を大隅諸島と分離統治した歴史的・地理的必然性は何ら存在しないといわざるをえない。

ここで、「2.2 宣言」(GHQ 覚書)が日本の範囲から切り離したものは、南西諸島だけではないことに留意しておきたい。それには、①鬱陵島・竹島・济州島、②北緯30度以南の伊豆諸島・小笠原諸島・硫黄群島・大東群島など、③千島列島・歯舞諸島・色丹島の行政分離も含まれていた。とくに②で挙げられた各島を大きく北緯30度の基線で——つまり便宜的に——つかんで、そのたまたまの結果として、一体的な生活上の歴史を歩んできた「上三島」と「下七島」の分断がもたらされたのであるが、米軍当局は、当該地の住民の生活と意見などは意にも介さなかったのであろう。しかし、こうした人為的分離は、人々の親密な生活関係を破壊し、運命を変える。これは、奄美にとっても同様であり、激烈な復帰運動が、軍政による苛酷な抑圧にもかかわらず展開したのは、当然の帰結であるといわなければならない。

(2) 米軍政府内の方針不一致と法的根拠の欠如

先行の有益な研究⁽¹⁴⁾に拠るなら、米側の「行政分離」の決定は、その軍事的思惑と恣意によるものにほかならないことが知られる。すなわち、米国は、日米開戦直後の1942年春に、戦(勝)後の対日政策の一環として、北緯30度以南における日本の統治を排除し、それらの地域について排他的に軍事的使用をおこなう方針を決定していた。ただ、領土不拡大原則を掲げた大西洋憲章(41年

8月24日)にも制約されて議論を重ね、その途上では31度(大隅半島と大隅諸島の間)、さらに29度(トカラと奄美の間)とする案も出たが、結局はその方針を変更するには至らず、45年11月初めに、太平洋海軍司令長官が海軍軍政府の権限範囲を30度以南とすることを指示した。

しかし、海軍軍政府の現場では、たとえば、ワトキンス文書は、その権限は沖縄諸島に限られ、奄美と両先島(宮古・八重山)は範囲外であるとし、また、同じ1945年11月になされた北部琉球(大島郡)の調査では、奄美・トカラは鹿児島県とのつながりは緊密で行政分離は不可能であるとし、翌12月に出された調査隊のジャクソン少佐の報告書も、上の点に加えて、大島郡には沖縄で見られるような「沖縄人」対「日本人」という意識はない、等と記して、海軍軍政府の権限範囲は北緯27度(奄美・沖縄の間)まで(ただし伊平屋島を含む)、と表明していた。それにもかかわらず、30度以南の行政分離となったのは、45年12月26日に設置が合意されていた極東委員会が活動を開始する46年2月以前に、米軍が自由使用できる範囲をできるだけ広く確保しておく必要があったという政治的思惑に出たものである。なお加えて、奄美を、米陸軍の軍政下にある鹿児島県に置いたままにしておくか、分離して海軍の下に置くかという、まったくの軍部内的な事情も手伝っていたことが指摘されている。

そのようであったがために、行政分離が実施に移された1946年3月14日の直後に、GHQと参謀本部との間で、奄美・トカラの施政権は日本に戻したほうがよく、そのための再定義が必要だとの論議がなされた。島々は「真空状態」に置かれて、海軍軍政府は、行政・経済・救援物資・財政などの問題で困難に直面している、というのである。要するに、恣意的に進めた占領政策のツケが廻ってきたのであるが、さらに進んで、GHQ覚書は、奄美統治に堪えて米国は果たして正当な根拠をもつものであるか、という根本的問題に逢着する。

すなわち⁽¹⁵⁾、太平洋戦争で沖縄諸島では、地上戦となった激烈な戦闘の結果、日本軍は壊滅し、日本帝国の行政権・司法権の停止を宣言する「ニミッツ布告」(米国海軍軍政府布告I-A)が貫徹される状況が存在していた。しかし、トカラ・奄美は、宮古・八重山と同様、米軍の上陸・地上戦、また占領の事実はなく、日本帝国の統治権が排除されていたとはいえない。それが、戦後5か

月も経ってから、日本から分離されて米国による直接的な軍事的支配を受けることになったわけであるが、その国際法上の根拠はないといわなければならない。また、上記のニミッツ布告は1945年4月（1日とされる）に発せられたものであるが、それが、奄美では、45年11月26日と日付が打たれて、軍政開始の46年3月14日に発せられている。一方、降伏文書は、日本は米国との間で45年9月2日に調印し、南西部隊についても9月7日に降伏調印がなされている。ニミッツ布告は、軍政の目的として、「日本帝国ニ対シ戦争遂行上、米軍ハ南西諸島及ビ其ノ近海ヲ占領スル必要ヲ生ゼリ」としたものであるが、11月の時点ではすでに「戦争遂行」の占領目的は消滅しており、トカラ・奄美に対する占領の正当性はなく、同布告は、その不当・不法を糊塗するために援用されたにすぎないのである。

もっとも、1945年9月2日の降伏文書には、「連合軍最高司令官ガ本降伏実施ノ為適当ナリト認メテ自ラ発（スル）一切ノ布告、命令及指示ヲ遵守シ且之ヲ施行スル」「国家統治ノ権限ハ……連合軍最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルモノトス」と謳われていて、GHQの絶対的権限をうかがわせる。しかし、それは、ポツダム宣言の実施のためという絶対的制限を受けたものである。好い例が、奄美と同じGHQ覚書によって行政分離された北緯30度以南の伊豆諸島は、2か月足らず後の1946年3月22日付で日本の統治権下に戻っている。これには、日本政府が2月26日付文書で返還を要求したことが影響したとされる。トカラ・奄美にかんしては、そうした要請の事実はない。つまりは、ここでとり上げている米軍統治は、確実な法的根拠をもつものではなく、米側の軍事目的上の必要性判断と、それに加えて日本政府の恣意的な地域観によって左右された結果なのである。

（3）日本側の思惑——総選挙実施との絡み

北緯30度以南を日本から分離する措置は、——気付きにくいところであるが——（帝国憲法改正の課題を担い、「憲法議会」と称される）戦後最初の帝国議会衆議院議員総選挙の準備と深くかかわっている。筆者は、この選挙について、それが沖縄からの代表を排除する重大問題を孕んだものであるところに関

心を抱いて小稿を著し、つぎのように述べた⁽¹⁶⁾。

帝国議会において憲法改正の審議をするに先立って、衆議院議員総選挙が実施されることになる（実施は1946年4月10日）。それは、憲法改正、すなわち帝国憲法の廃棄と新憲法の制定が、ポツダム宣言の受諾による連合国への降伏とその結果履行の義務を負うこととなった「日本国国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙」の「除去」、**「言論、宗教及び思想の自由並に基本的人権の尊重」**の「確立」、**「最終的の日本国の政府の形態」**の「日本国国民の自由に表明する意思」による「決定」などの諸条件に由来するものである。

この選挙に備えて、1945年12月、第89回帝国議会で衆議院議員選挙法の改正がおこなわれた。それにより、女性の選挙権・被選挙権が保障されることになり、わが国政治史上初めて真の普通選挙権の実現を見た。しかし、他方で、沖縄県民の選挙権を、台湾・朝鮮など旧植民地の出身者の選挙権とともに停止するという重大な欠陥を孕むものであった。すなわち、改正法案は、「沖縄県、……並びに海上交通杜絶其の他特別の事情のある地域にして勅令を以て指定するものに於ては勅令を以て定る迄は選挙は之を行はず」としたのである。

こうして日本国憲法は、この第89回帝国議会で改正された衆議院議員選挙法に基づく選挙によって構成された第90回帝国議会において、沖縄の県民代表を欠いたままで審議され、成立した。国民主権を原理とする憲法の制定が主権者国民の一部の参加を拒否してなされたことは、今日においても改めて重大視しておくべき事項であると考ええる。

しかし、事柄は、奄美の行政分離との関係ではいっそう複雑である⁽¹⁷⁾。すなわち、日本政府は、1946年1月に実施を予定していた総選挙の準備のために、前年45年10月29日に、GHQに対し、海上交通が禁止されている島嶼での選挙実施について格別の配慮を求めた。当時、政府としては、沖縄県と北海道の国後郡・択捉郡などでの選挙実施は「現下の状況では」あきらめざるをえない

が、伊豆七島、鹿児島県大島郡、北海道歯舞村での選挙は実施したいとの意向であり、その旨をGHQに表明したという。つまり、トカラ・奄美では実施の方針だったのである。しかし、総選挙は、GHQが46年1月の実施を禁止したために同年4月10日にずれ込んだ中で、GHQは、米軍の陸・海軍間の軍政分担が北緯30度を境にしていることを理由に、トカラ・奄美での選挙実施に同意しなかった。その間、連合国軍最高司令官が文書で、〈日本本土進攻作戦を策定する過程で、米陸軍の西日本担当と南西諸島担当の分担境界を北緯30度に置くことは検討されているが、陸海両軍の境界を定める特別な指令は存在しない〉旨指摘したこともあるが、北緯30度以北で実施するという方針は変更されなかった。要するに、GHQは、極東委員会の活動開始の1946年2月が近づく中で、境界線をどこに引くかについてのまとまらない状況に終止符を打ち、自らのイニシアティブで選挙を実施することをはかった。そのためには、日本の行政権の及ぶ範囲を画定してしまうことが先決であった。そして、日本政府は、これに唯々諾々と従った。こうして、新憲法の制定を審議する議会に国民代表を送り出す選挙は、沖縄を排除しただけでなく、トカラ・奄美の行政分離を踏み台にして実施されたのである。

2 奄美の「復帰」と沖縄との分断

(1) 復帰運動とその変容

奄美復帰史におけるもうひとつの重大論点は、奄美の復帰が沖縄と切り離しておこなわれたことの意味をどのように考えるかにある。

行政分離宣言を受けて、奄美の人びとは、祖国なき民族の悲哀からの脱却と異民族支配からの解放への悲願を共有することになった⁽¹⁸⁾。そして、その意思を組織的に表明するものが、復協（奄美大島日本復帰協議会）であった。復協は、結成の時から活発な活動を展開したが、それは、講和条約発効までには実らなかった。トカラは、講和条約発効の直前、1952年2月10日に日本に返還されており、講和条約第3条では、いわゆる「1度下げ」の北緯30度以南とする規定が置かれている。すなわち、奄美・沖縄・宮古・八重山など南西諸島を米軍政の下に一元的に支配する体制が採られたのである⁽¹⁹⁾。なお、52年4

月28日の講和条約発効と同日に、米国との間の日米安保条約が発効して、日本本土全体が米軍の広範な基地使用权の下で、米側に組み込まれた。

こうした新しい情勢の中で、復帰運動の進め方について、復協内できびしい対立が起きることになる。復帰運動などの記録集⁽²⁰⁾に拠って見ておこう。——すなわち、講和発効の前年であるが、1951年9月の復協内の会議で、結成以来掲げられてきた「信託統治絶対反対」（条約3条の撤廃を意味する）と「日本復帰貫徹」の2大スローガンを、「日本復帰促進」の1本に変えようという提案が、連教組（教職員組合）などから出された。連合国の支持を得るため、というのが主要な理由とされていた。この《実質復帰》論が公然と主張されたことは、「小さなクーデター」とも呼ばれる。これに対して、奄青連（青年団）や全官公職組は、復帰運動は民族自決の権利にもとづくもので、信託統治反対のスローガンを降ろす必要はない、と路線擁護を唱えた。議論は紛糾して、一時は復協議長（泉 芳朗）らが辞意を表明するまでに至ったが、復協としては、2大スローガンの線で復帰を促進する、とした形で収拾が図られた。

しかし、その翌月（51年10月）、復協は「実質復帰」方針に大きく傾斜することになる。それを煽動する役割を果たしたのは「金井書簡」（51年10月12日）だとされるが、元代議士で公職追放解除の立場にあった金井正夫復帰対策（在京）委員長が、奄美の復協事務局に宛てた書簡である。その論理は、〈講和条約3条は米国が奄美・沖縄の国連信託統治を提案するときは日本は同意することの定めであって、提案をするかしないかは米国次第だ。米国の狙いは軍事基地を自由に使用することなのだから、日米安保条約による軍事協力関係を強化して基地使用を十分に保障すれば信託統治の必要はなくなり、奄美の日本復帰は可能になる。復帰運動は、3条撤廃を掲げず、早期復帰要望だけでよい。3条撤廃の主張は反米的であり、左派の主張に乗せられてはならない〉というにあった⁽²¹⁾。この、安保絶対視の対米協調路線は、吉田内閣の外交路線とも一致し、米側が歓迎する点で、大きな影響力を発揮した。奄美では、『南海日日新聞』（創立者村山家国）の強力な支持をも得て、「実質復帰」の流れがひそかに強まっていった。1952年12月24、25日の復協代議員大会では、その主張に従う人々が「革新同志会」を名乗って、①旧鹿児島県大島郡の復活のみ求める、

②復帰運動に政党・政治色を入れてはならない、③親米的でなければならない、④共産主義色は排除する、などの内容の動議を乱発した。それらはこの大会では採択されず、翌年に持ち越された。

明けて1953年1月15日の復協全郡代議員会議では、条約3条撤廃・完全復帰を主張していた人々の排除が強行された（「大きなクーデター」）。超党派の民族的運動体である復協からの特定政党・勢力の排除は、復協とその運動の性格を根本的に転換させた。排除された人々こそ、復帰運動が広まる以前から、青年団などを中心に地道に復帰を訴え続け、復帰運動の底流をつくってきた人たちであった⁽²²⁾。排除の主な対象とされた人民党は、「復協の分派破壊組織たる革新同志会とその同調者とは今後徹底的にたたかい光荣ある日本復帰協議会の統一と神聖なる民族運動の発展のため全力を捧げるものである」⁽²³⁾という声明を出している。こうして、「実質復帰」論がこのような意味で勝利をおさめ、それ以降、奄美のみの復帰（すなわち「排琉・拝薩・反共」の流れ）⁽²⁴⁾へと進んでいく⁽²⁵⁾。なお、この間に、統治機構は、群島政府から、52年4月1日設立の琉球政府へと移行している。

(2) 沖縄との連帯の挫折

奄美と沖縄を切り離して「実質復帰」させることは、アメリカの望むところであった。戦略上最も重視していた沖縄の確保のためには、激しさを増していた奄美の復帰運動の沖縄への波及を喰い止めることが不可欠の課題であった。3条撤廃のスローガンを降ろして旧鹿兒島県大島郡への復帰を求めることは、沖縄との切り離しを意味するものであり、また米軍の思惑と一致するものだったのである。

これにかかわって、論者⁽²⁶⁾は、当時の沖縄における民衆運動をとりあげて、分断復帰との関連を述べていて有益である。すなわち、ひとつに、1952年6月の、軍政下における最初の組織的な労働争議とされる「日本道路会社」争議である。主体となったのは奄美出身者たちで、指導したのも非合法の奄美共産党のメンバーであった。当時、本土へ渡ることのできない奄美の人々は、競って沖縄に働く場を求めた。しかし、賃金・労働条件には明らかな差別があり、

奄美や宮古・八重山から来た労働者は、米国人それも白人・フィリッピン人・本土からの出稼ぎ者・沖縄本島人と続いて、その最下位に置かれたという。この争議は、住民からも琉球政府立法院からも強い支持を得て、争議団の全面勝利に終わっている。

もうひとつは、米軍政府による猛烈な選挙干渉に対する裁判闘争である。1952年3月の奄美・笠利村（当時）における立法院議員選挙にかんするものと、53年4月の沖縄・中部地区での補欠選挙にかんするもの（天願〔朝行〕事件）である。いずれも、軍政府から干渉を受けた側が勝利をおさめている。とくに、天願事件では、「主席公選・自治権拡大・植民地反対・即時日本復帰・選挙干渉反対」を掲げる植民地化反対共働闘争委員会がつくられて、沖縄住民による軍政に対する抵抗運動が展開された。つまりは、奄美の「実質復帰」は、沖縄の、このような民衆運動のレベルでの連帯をも希薄にするものであることを意味している。

この「奄美だけの復帰」について、奄美の側から、次のように述懐する論者⁽²⁷⁾がある。——「奄美の復帰言説のなかでほくが不思議なのは、もともと沖縄とともに復帰する『完全復帰』で進んでいたのに、奄美だけ復帰する『実質復帰』に途中で舵を切ったのは奄美自身であるにも関わらず、奄美からそのことへの言及がないことです。それは、単純に裏切りであると言いたいではありません。ほくたちはこれまで見てきたように、奄美にとって復帰とは『生きるための復帰』であり、やむをえない選択だったと思えます。しかしそれならそれで、そのことに対する奄美のやむなさを沖縄に向かって説明しなければならぬのではないのでしょうか。少なくとも、そこから生まれるはずの後ろめたさへの言及があってしかるべきだと思えます。」というものである。——奄美の人々の間に、このような考え方のあることを知り、感慨を覚える。なお、あえて付け加えるなら、復帰にかんして奄美の人々が沖縄の人々と訣別する「舵を切った」、その感情の中に、琉球王朝以来受けてきた差別への思い返しがあったのではないか、と思う。

さらに、米軍統治下の沖縄における奄美群島出身者に対する差別についても看過してはならないと思う。筆者が本稿執筆で気付いたのは、先に（「はし

がき」で述べたことであるが、本稿でしばしば参照している書物⁽²⁸⁾が、奄美が行政分離を受けて軍政下に置かれた8年間の前半は、制限的ながら「独立の時代」であったが、後半の1年8か月は、琉球政府の時代で「沖縄の支配を受けた」と叙述していることである。その意味するところは、群島政府で奄美が「独立」的地位にあったのが、琉球政府の管轄下に入った1952年4月1日から復帰を果たした1953年12月28日までが「1年8か月」ということなのであるが、沖縄の「支配」とはいかにもきびしく痛切な言い方である。この書物は、続けて、「この不満や同じ米軍政治下にある沖縄への連帯意識等が複雑に交錯して、復帰運動の流れにも影響する」と述べている。また別の、ポピュラーな一書⁽²⁹⁾は、奄美の日本復帰は、沖縄が返還されるまでの間に、沖縄に移住していた奄美出身者が受けた差別を、実態をふまえて描き出している。差別の実態を知ることは、筆者にはなお課題であるが、「奄美だけの復帰」に踏み切らせた心情を支えた要因の一つではないか、と考えるところである。

むすびにかえて

奄美群島の日本本土（鹿児島県）への復帰を、今の時点でどのように評価すべきか。復帰運動の主体の側の論者は、つぎのように言う⁽³⁰⁾。——「本土との歴史的文化的民族的な一体感を基本とした復帰思想が、冷戦構造のなかの『政治主義的判断』に『敗北』した経緯も踏まえるならば、無い物ねだりを承知であえて言えば、奄美の復帰運動には『何のための復帰なのか』を問うことが欠落していた、と言えるかもしれない。／今日の観点からすれば、どこかに復帰する、あるいはどこかに帰属するという願望や希求意識そのものが、中央でもなく周縁でもない、独立した政治的主体性の確立を妨げたのではなかったか」（／：改行）と。——復帰を自らの問題としている当事者の思考が卒直に表明されていると筆者は受けとる。

筆者としてあえて加えるならば、沖縄の日本復帰も、講和条約3条の撤廃なしに実施されたが、そのことは、今日につながる問題を残していると思う。「本土並み返還」は訴える力のあるスローガンではあったが、真にそれを図る

のであれば、条約3条の撤廃は不可欠とされるべきであったはずである。条約3条の撤廃・安保条約の終了の課題は、奄美・沖縄をとおして、否日本全土にとって共通の課題であり続けている、と考える次第である。

註

- (1) 関 弘志『全記録 分離期・軍政下時代の奄美復帰運動、文化運動』（南方新社・2003年）21頁。
- (2) 上村幸雄「日本史、世界史の中の奄美——日本復帰50周年に寄せて」松本泰丈・田畑千秋編『[現代のエスプリ] 別冊 奄美 復帰50年——ヤマトとナハのはざまで』（至文堂・2004年）11頁など。ロバート・D・エルドリッチ『奄美返還と日米関係——戦後アメリカの奄美・沖縄占領とアジア戦略』（南方新社・2003年）18頁は、「美しい（または平和的、友好的な）統治」という意味、としているが、それが依拠した文献の記載もなく、「奄美」という字句を今日的に解釈したものにとどまるもののように思われる。
- (3) 沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典・上』（沖縄タイムス社・1983年）80頁「奄美」〔小島瓊禮〕。
- (4) 『現代のエスプリ』（前掲・註(2)）表紙裏のリード文。字句を少々引用者において変えている。
- (5) 永山修一「古代・中世移行期の奄美」『現代のエスプリ』（前掲・註(2)）61頁。
- (6) 『沖縄大百科事典・上』（前掲・註(3)）90頁以下「奄美諸島」〔原口虎雄〕。この項の以下の叙述もこれによる。
- (7) 参照、穂積重信ほか編著『奄美の歴史と年表〔改訂新版〕』（徳之島郷土研究会・2000年）198頁。
- (8) この項の叙述は、主に、『沖縄大百科事典・上』（前掲・註(3)）92頁〔築島富士男〕に拠る。
- (9) 私のものとして、参照、拙稿「占領最初期の沖縄の統治機構——『沖縄諮詢会』についての分析を中心に」愛知大学法学部 法経論集201号（2014年）127頁以下、同「占領期沖縄に統治機構の変遷——日本国憲法との接点を探りつつ」同誌202号（2015年）173頁以下。
- (10) この項の以下については、『沖縄大百科事典・上』（前掲・註(3)）101頁以下「奄美復帰運動」〔山下文武〕に拠るところが多い。
- (11) 村山家国『奄美復帰史』（南海日日新聞社・1971年）〔頁数不明。『現代のエスプリ』（前掲・註(2)）林 蘇喜男「復興運動と『奄美ルネッサンス』」90頁より重引。
- (12) 前掲・註(10)〔山下〕102頁以下参照。

奄美群島の日本復帰と沖縄との関係

- (13) 同覚書が実施されて軍政が開始されたのは、3月14日である。この1か月半の「権力の空白」期は、奄美の人々にとっては、「無政府状態」の「奇妙な日々」であり、勝手気ままな振る舞いも見られたという（関・前掲註(1)21頁）。
- (14) 杉原 洋『『北緯30度』とは何であったのか——奄美の分離と復帰を考える』鹿児島県地方自治研究所編『奄美戦後史——揺れる奄美、変容の諸相』（南方新社・2005年）65頁。
- (15) この項の叙述については、参照、全上66頁以下。
- (16) 拙稿「日本国憲法制定期における沖縄の位置——帝国議会の審議から」法経論集200号（2014年）13頁以下。
- (17) これについても、杉原・前掲71頁から示唆を得ている。
- (18) 参照、林 蘇喜男・前掲註(1)83頁。
- (19) 参照、米側の認識については、古関彰一・豊下栢彦『沖縄 憲法なき戦後——講和条約3条と日本の安全保障』（みすず書房・2018年）89頁。
- (20) 関・前掲註(1)41頁以下。
- (21) 参照、杉原・前掲註(1)82頁。
- (22) 全上83頁。
- (23) 関・前掲註(1)41頁。
- (24) 全上45頁。
- (25) 奄美のみの返還をめぐる米側の認識について、参照、古関・栢下共著（前掲・註(19)）92頁。
- (26) 杉原・前掲註(1)84頁以下。
- (27) 喜山荘一『奄美自立論。四百年の失語を越えて』（南方新社・2009年）224頁以下。
- (28) 関・前掲註(1)21頁。
- (29) 佐野眞一『沖縄 誰にも書かれなかった戦後史・上』（集英社文庫・2011年）288頁以下。
- (30) 杉原・前掲註(1)87頁。

追記(1)

憲法について、付言しておきたい。本稿は、本来、憲法の観点を大きく打ち出そうとして考察を始めたものであった。しかし、奄美復帰史関係で文献上、憲法を論じたものは——もとより管見の限りであるが——ほとんどなかった。とくに、復帰への過程と憲法制定過程とが、時間的に並行していたことを考えるとなおさら、憲法への言及の過少は意外というほかない。その中で、稀な2例をノートしておきたい。

ひとつは、復帰運動の初期、1951年に書かれた、復帰の対象としての日本像にか

かわる論稿であるが、そこには、日本復帰へと島民を志向させた「求められた祖国への思念」が表明されているという。——「新憲法がわれわれ20余万の同胞をその民主的な光りで照らしてくれる。(1)基本的人権が永久不可侵権として与えられ、人種、信条、性別、社会的身分又は門地のために差別待遇されない。(2)思想及び良心の自由、信教の自由が確保される。集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由が確保される。学問の自由も保障される。」^[1]と説くものである。

もうひとつは、奄美はすでに復帰を遂げた後、沖縄も復帰を控えた1972年のエピソードを記したものである^[2]。当時、沖縄島の人が辺戸岬から与論島を見て、「あの島には憲法がある」と言ったという話である。ここでは、与論島が憲法をもつ日本の象徴としてとらえられていたのである。——現在、筆者には、憲法にかんする記述は、この他には見出すことができず、先の課題としたいと思う。

[1] 里原昭『琉球弧・奄美の戦後精神史——アメリカ軍政下の思想・文化の軌跡』（五月書房・1994年）136頁。ただし、この文章は、著者によって引用された、大井川 亘＝中村安太郎のものである。

[2] 喜山・前掲註⑦226頁以下。

追記(2)

沖縄憲法史の研究で奄美を対象にすることは、従来より筆者の念頭にあったが、直接の後押しとなったのは、実は、奄美群島出身の友人の示唆である。わずかに年少の、同じ学界のこの畏友は、私が『沖縄憲法史』に取り組んでいることを知って、「奄美も書いて下さいね」と言った。郷里を出た秀才は、大学の門に入り、そして憲法学者となった。この小稿は、彼が求めた「奄美を書く」というにはほど遠いものにとどまった。それでもこれを、誰よりも先にこの友に贈りたい。